

大分県報

平成二十八年
第二七九二号
七月一日

（金曜日）

目次

告示

- 一 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請（二件）……………一
- 四 土地改良区の解散認可……………四
- 四 大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部変更……………四
- 四 道路区域の変更（二件）……………四
- 五 道路の供用開始……………五
- 五 公 告……………五
- 五 清算人の就任……………五

○告示

大分県告示第三百六十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成二十八年七月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

- 1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
中津市三光田口中原八百四十四

株式会社安藤・間 三光トンネル作業所

所長 西 正 己

- 2 特定事業場の所在地及び名称

中津市三光田口地先
大分二百十二号三光第一トンネル新設工事
3 設置される特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント

種	力	二〇m ³ 〜二五m ³ /時間
能	種類	バッチャープラント

工事着手予定年月日	許可後
-----------	-----

工事完成予定年月日	許可後一〇日
-----------	--------

使用開始予定年月日	許可後一三日
-----------	--------

使用時間間隔	六時間毎に一時間/回×四回/日
--------	-----------------

一日当たりの使用時間	四時間
------------	-----

使用の季節的変動	なし
----------	----

汚水等の一日当たりの量	単位	通常	最大
項目	単位	通常	最大
水素イオン濃度	mg/l	一一	一一
生物化学的酸素要求量	mg/l	五	一〇
化学的酸素要求量	mg/l	一五	二〇
浮遊物質	mg/l	三、〇〇〇	四、〇〇〇
窒素含有量	mg/l	五	一〇
りん含有量	mg/l	一	一・五

種	濁水処理施設
---	--------

4 汚水等の処理の方法	濁水処理施設
-------------	--------

処理方式	能力	構造	主要寸法	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の一日当たりの量		項目	汚水等の状態の値					
										単位	m ³ /日		mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
凝集沈殿・炭酸ガス中和・脱水処理	三〇m ³ /時間	鋼板製	縦七・五m×横二四・四m×高さ五・〇m	許可後	許可後	許可後一〇日	連続	二四時間	なし	通常	処理前	処理前	一	五	三、〇〇〇	一五	五	一一
										通常	処理後	処理後	一	五	一五	一〇	五	五・八〇八・六
										最大	処理前	処理前	一・五	一〇	四、〇〇〇	二〇	一〇	一一
										最大	処理後	処理後	一・五	一〇	二〇	一五	一〇	五・八〇八・六

排水口名	No.1排水口	一日当たりの排水量	項目	汚水等の状態の値			
				mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
		三〇〇・四	通常	五・八〇八・六	一〇	一五	一
		五・八〇八・六	最大	五・八〇八・六	一〇	二〇	一・五

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間
平成二十八年七月一日から同月二十二日まで

2 縦覧場所
大分県生活環境部環境保全課及び中津市役所

~~~~~

大分県告示第三百六十八号  
瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、  
次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。  
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果  
に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。  
平成二十八年七月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
豊後高田市西真玉三千四百九十九番地五  
ヤクルトヘルスフーズ株式会社

5 排水の量及び汚染状態の値

|              |                  |          |       |      |          |            |     |             |     |          |            |        |           |           |           |      |     |                                                                                                                                      |      |     |     |     |
|--------------|------------------|----------|-------|------|----------|------------|-----|-------------|-----|----------|------------|--------|-----------|-----------|-----------|------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|-----|-----|
| 4            | 汚水等の処理の方法        | 汚水等の状態の値 |       |      |          |            | 項目  | 汚水等の一日当たりの量 |     | 使用の季節的変動 | 一日当たりの使用時間 | 使用時間間隔 | 使用開始予定年月日 | 工事完成予定年月日 | 工事着手予定年月日 | 能力   | 種類  | 代表取締役 筒井博之<br>2 特定事業場の所在地及び名称<br>豊後高田市西真玉三千四百九十九番地五<br>ヤクルトヘルスフーズ株式会社<br>3 設置される特定施設の種類の<br>水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四号 二 湯煮施設 |      |     |     |     |
|              |                  | りん含有量    | 窒素含有量 | 浮遊物質 | 化学的酸素要求量 | 生物化学的酸素要求量 |     | 水素イオン濃度     | 単位  |          |            |        |           |           |           |      |     |                                                                                                                                      | 単位   | 通常値 | 最大値 | なし  |
|              |                  | mg/l     | mg/l  | mg/l | mg/l     | mg/l       |     | 六           | 六   | 六〇       | 六〇         | 六〇     | 六〇        | 六〇        | 六〇        | 六〇   | 六〇  |                                                                                                                                      | 六〇   | 六〇  | 六〇  |     |
|              |                  | 二        | 三〇    | 一〇〇  | 一、五〇〇    | 一、五〇〇      | 六〇八 | 通常値         | 最大値 | 六        | 一〇         | 六〇     | 六〇        | 六〇        | 六〇        | 六〇   | 六〇  |                                                                                                                                      | 六〇   | 六〇  | 六〇  |     |
| その他参考となるべき事項 | 本工程の排水は下水道へ放流する。 | 汚水等の状態の値 |       |      |          |            | 項目  | 汚水等の一日当たりの量 |     | 使用の季節的変動 | 一日当たりの使用時間 | 使用時間間隔 | 使用開始予定年月日 | 工事完成予定年月日 | 工事着手予定年月日 | 主要寸法 | 構造  | 能力                                                                                                                                   | 処理方式 | 種類  |     |     |
|              |                  | りん含有量    | 窒素含有量 | 浮遊物質 | 化学的酸素要求量 | 生物化学的酸素要求量 |     | 水素イオン濃度     | 単位  |          |            |        |           |           |           |      |     |                                                                                                                                      |      |     | 単位  | 通常値 |
|              |                  | mg/l     | mg/l  | mg/l | mg/l     | mg/l       |     | 処理前         | 処理後 | 処理前      | 処理後        | 通常値    | 最大値       | 通常値       | 最大値       | 通常値  | 最大値 | 通常値                                                                                                                                  | 最大値  | 通常値 | 最大値 |     |
|              |                  | 一〇       | 三五〇   | 三九〇  | 八〇〇      | 一、六〇〇      | 六〇八 | 四七          | 四七  | 四七       | 四七         | 六六     | 六六        | 六六        | 六六        | 六六   | 六六  | 六六                                                                                                                                   | 六六   | 六六  | 六六  | 六六  |

平成二十八年七月一日

大分県報（告示）

5 排水水の量及び汚染状態の値

| 項目   | 水素イオン濃度 | 汚水生物化学的酸素要求量 |      | 汚染等の状態 |          | 一日当たりの排水水量        |      | 排水口名    |
|------|---------|--------------|------|--------|----------|-------------------|------|---------|
|      |         | mg/l         | mg/l | 浮遊物質   | 化学的酸素要求量 | m <sup>3</sup> /日 | 単位   |         |
| 通常の値 | 五・八〇八・六 | 一〇           | 一〇   | 一〇     | 一〇       | 三八一               | 通常の値 | No.1排水口 |
| 最大の値 | 五・八〇八・六 | 一〇           | 一五   | 一五     | 一〇       | 四七三               | 最大の値 | No.2排水口 |
| 通常の値 | 通常の値    | 通常の値         | 通常の値 | 通常の値   | 通常の値     | 一六                | 通常の値 | No.2排水口 |
| 最大の値 | 最大の値    | 最大の値         | 最大の値 | 最大の値   | 最大の値     | 一六                | 最大の値 | No.2排水口 |

大分県告示第三百七十号  
 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十八年大分県告示第十八号）の一部を平成二十八年六月八日付けで次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。  
 平成二十八年七月一日  
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

二の2の表中  
 まさば及びごまさば  
 平成二十八年七月から平成二十九年六月まで  
 （注）  
 を

まさば及びごまさば  
 平成二十八年七月から平成二十九年六月まで  
 若干  
 に改め、同

表の（注）を削る。

大分県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成二十八年七月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年七月一日  
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

| 道路の種類及び路線名 | 区 間               | 区域変更前後別 | 敷地の幅員            | 延 長        | 備考                       |
|------------|-------------------|---------|------------------|------------|--------------------------|
| 一般国道一      | 大分市大字本神崎字天ヶ原二番三から | 前 A     | メートル 一五・五<br>九・八 | メートル 二二七・〇 | 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をい |

大分県告示第三百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。  
 平成二十八年七月一日  
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

|         |       |               |          |
|---------|-------|---------------|----------|
| 土地改良区名  | 豊後高田市 | 所 在 地         | 認可年月日    |
| 高田土地改良区 | 豊後高田市 | 大分県知事 広 瀬 勝 貞 | 平二八・六・二一 |

|     |                          |   |   |             |       |    |
|-----|--------------------------|---|---|-------------|-------|----|
| 九七号 | 大分市大字馬場字水井<br>尻三四〇番二地先まで | 後 | B | 一五・五<br>八・四 | 二四〇・〇 | う。 |
|-----|--------------------------|---|---|-------------|-------|----|

大分県告示第三百七十二号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成二十八年七月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年七月一日  
 大分県知事 広 瀬 貞

| 道路の種類及び路線名   | 区 間                            | 区域変更前後別 | 敷地の幅員               | 延 長   |
|--------------|--------------------------------|---------|---------------------|-------|
| 県道日之影<br>宇目線 | 佐伯市宇目大字南田原<br>字桃園一九六三番一<br>二地内 | 前       | 一〇・〇<br>メートル<br>五・〇 | 一五七・〇 |
|              |                                | 後       | 一八・〇<br>六・三         | 一五七・〇 |

大分県告示第三百七十三号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成二十八年七月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年七月一日  
 大分県知事 広 瀬 貞

| 道路の種類及び路線名 | 供 用 開 始 区 間                               | 供用開始年月日 |
|------------|-------------------------------------------|---------|
| 一般国道一九七号   | 大分市大字本神崎字天ヶ原二番三から<br>大分市大字馬場字水井尻三四〇番二地先まで | 平二八・七・一 |

〇 公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、清算法人高田土地改良区（豊後高田市）から、就任した清算人の氏名及び住所について次のとおり届出があった。  
 平成二十八年七月一日  
 大分県知事 広 瀬 貞

| 氏 名     | 住 所             |
|---------|-----------------|
| 三角 孝雄   | 豊後高田市田染小崎二一三四番地 |
| 都 甲 昌 叡 | 田染横嶺七七番地        |
| 河 野 則 隆 | 田染真中一七五番地       |
| 小 川 寛 治 | 田染路一七七四番地       |
| 安 東 利 幸 | 田染路九八番地         |

平成二十八年七月一日

大分県報（告示・公告）